

議案第 114 号

伊賀市青山<sup>うたのいえ</sup>讚頌舎美術館の設置及び管理に関する条例の制定について

伊賀市青山<sup>うたのいえ</sup>讚頌舎美術館の設置及び管理に関する条例を次のとおり制定しようとする。

令和元年9月2日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市青山<sup>うたのいえ</sup>讚頌舎美術館の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 伊賀市の文化振興に資するとともに、優れた美術作品を身近なところで鑑賞できる場を提供することにより、市民の心豊かで潤いのある生活に寄与するため、伊賀市青山<sup>うたのいえ</sup>讚頌舎美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(位置)

第2条 美術館は、伊賀市別府718番地3に置く。

(事業)

第3条 美術館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 美術作品その他美術に関する資料（以下「美術作品等」という。）の収集、保管及び展示に関すること。
- (2) 美術作品等の調査及び研究に関すること。
- (3) 美術館の施設の利用に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、美術館の設置目的を達成するために市長が必要と認める

事業

(管理)

第4条 美術館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）が行う。

(休館日)

第5条 美術館の休館日は、火曜日及び12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市

長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第6条 美術館の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間を変更することができる。

(観覧料)

第7条 美術館において、美術作品等を観覧しようとする者は、別表第1に定める観覧料を納付しなければならない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料を減免することができる。

- 2 観覧料は、指定管理者の収入とする。

(茶室の利用許可)

第8条 美術館の茶室（以下「茶室」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(茶室の利用料金)

第9条 茶室の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、別表第2に定める利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、利用料金を減免することができる。
- 3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(入館の制限)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館への入館を許可しない。

- (1) 美術館の設置の目的に反すると認められるとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき。
- (4) 美術館の施設若しくは設備又は美術作品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (5) その他指定管理者が管理上支障があると認めるとき。

(観覧料等の還付)

第11条 既に納付された観覧料及び利用料金は還付しない。ただし、指定管理者は、市長が特別の理由があると認めるときは、観覧料及び利用料金を還付することができる。

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するとき、又は美術館の管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可の条件を変更し、若しくは利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 公益上やむを得ない事由が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、美術館又は美術作品等の管理上、特に必要と認めるとき。

2 前項の規定の適用により、利用者に損害が生じることがあっても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(権利の譲渡等の禁止)

第13条 利用者は、指定管理者の許可を得ないで利用目的を変更し、又は利用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第14条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備を設け、又は備付けの物品以外の物品を使用する場合は、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(原状回復)

第15条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第12条第1項の規定により利用を停止され、若しくは利用の許可を取り消されたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 美術館の施設若しくは設備又は美術作品等を損傷し、又は滅失した者は、直ちに市長に申し出て、その指示に従い、原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 美術館の運営に関すること。

- (2) 茶室の利用許可に関すること。
- (3) 観覧料及び利用料金の徴収に関すること。
- (4) 施設の維持管理に関すること。
- (5) その他美術館の運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除き、市長が必要と認めた業務  
(指定管理者の指定の期間)

第18条 指定管理者が美術館の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、その日）から起算して3年間とする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為その他指定管理者による管理に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前においても行うことができる。

別表第1（第7条関係）

区分	一般	団体
観覧料（1人1回）	300円	200円

備考

- 1 「一般」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）にいう生徒以外で18歳以上の者をいい、これ以外の者は無料とする。
- 2 「団体」とは、代表者又は責任者を有し、一般に該当する者10人以上を含む集まりをいう。

別表第2（第9条関係）

利用料金	1時間当たり1,000円
------	--------------

備考

- 1 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的のために利用する場合は、利用料金に100分の200を乗じて得た額を加算する。
- 2 附属する設備、器具等の利用料金は、規則で定める。